

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県野生動物植物の保護に関する  
条例施行規則の一部を改正する規  
則

七七

○福島県営住宅等条例施行規則の  
一部を改正する規則

七七

### 告 示

○救急病院等を定める省令により救  
急病院を認定した件

七七

○大規模小売店舗の変更の届出につ  
いて意見があった件二件

七七

○肥料の登録の有効期間を更新した  
件

七七

## 規 則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十九号

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則(平成十七年福島県規則第二十一号)

### 公 告

○産業廃棄物処理施設等設置事前協  
議書の提出があったので公告する  
件

七七

○公共測量を実施する件二件

七七

○浸水想定区域を指定した件

七七

○一般競争入札を行う件三件

七七

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設の名称及  
び所在地を変更した旨届出があつ  
た件

七七

### 正 誤

○平成十九年十一月九日付け定例第  
千九百二十六号中

七七

○平成十九年十一月十三日付け定例  
第千九百二十七号中

七七

の一部を次のように改正する。

第十七条第一号キ中「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律)を「郵便局株式会社の営業所(郵便窓口業務の委託等に関する法律)に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境共生領域自然保護グループ)

### 福島県規則第八十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成十九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「申込み」を「申込み等」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「条例第六条(条例第四十六条で準用する場合を含む。及び条例第四十八条の規定により県営住宅等への入居の申込みをしようとする者(以下「入居申込者」という。))」を「前項の通知を受けた者のうち当該県営住宅等へ入居しようとする者」に改め、「使用の申込みをしようとする者」の下に「(以下「駐車場使用申込者」という。))」を加え、同項第八号を削り、同項第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 知事は、条例第七項若しくは条例第四十条第一項若しくは第二項の規定により県営住宅等の入居予定者を決定した場合又は条例第七項第四項若しくは条例第四十条第四項の規定により県営住宅等の入居予定者を定めた場合は、その旨を当該入居予定者に通知するものとする。

6 第二項の通知を受けた者が当該県営住宅等への入居を辞退しようとする場合は、速やかに、別に定める辞退届を知事に提出しなければならない。

第四条中「入居申込者」の下に「又は駐車場使用申込者」を加える。

第六条中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第二十一条第一項中「法第二十七条第五項」を「条例第十九条の二第二項」に、「第三条第一項各号」を「第三条第三項各号」に改める。

第二十四条第一項中「法第二十七条第六項、条例第四十四条第九項又は」を「条例第十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は条例第四十四条第九項若しくは」に、「県営住宅等入居継続承認申請書」を「県営住宅等入居

駐車場使用継続承認申請書」に、「第三

条第一項各号」を「第三条第三項各号」に改め、同条第二項中「県営住宅等入居 駐車場使用 継続承認申請書」を「県営住宅等入居 継続承認申請書」に改める。

第三十三条中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同条に次の一号を加える。  
 六 暴力団員等でないこと。  
 別表第二「福島県営市海道団地の項を削る。」

C #	住宅コード				続柄 コード	氏名 (フリガナ)
	団地	棟	部屋	世代 D		
1	3	6	8	11	12	13
6 0						
6 1						
6 2						
6 3						
6 4						
6 5						

〔総所得金額(a) 円〕 - 〔総控除金額(b) 円〕 = 〔収入算定基礎額(c) 円〕

様式第一号(表)中

申込者 との続 柄	生年月日	入居後 の同 居・別 居の別	職業	勤務先の 名称及び 電話番号	控除対象配偶者・扶養親族・ 老人控除対象配偶者・特定 扶養親族・老人扶養親族・ 障害者・特別障害者・寡婦・ 寡夫の別	所得 者表 示	控
本人						15	16

収入の額 (c)÷12=					円
-----------------	--	--	--	--	---

除コード	(フリガナ) 氏名	申込 者の 続 柄	生年月日	入居後 居 別 居
		本人		
合計額	〔総所得金額(a) 円〕 - 〔総控除金額(b) 円〕 = 〔収入算定基礎額(c) 円〕			

の同居 の別	業	勤務先の 名称 及び電 話番 号	控除対象配偶者・扶養親族・老人控除対象 配偶者・特定扶養親族・老人扶養親族・障害者 特別障害者・寡婦・寡夫の別
-----------	---	------------------------------	---





告 示

式第一号による 県営住宅等入居 申請書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認申請書は、それぞれ改正後の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号による 県営住宅等入居 申請書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認申請書とみなす。 車場使用 駐車場使用 建築領域建築住宅企画グループ）

福島県告示第七百六十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成十九年十一月七日救急病院として認定した。  
平成十九年十一月十六日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平  
認定有効期限 平成二十年十一月六日  
渡辺病院 南相馬市原町区西町一丁目五〇番地（健康衛生領域医療看護グループ）

福島県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月十六日から同年十二月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年十一月十六日

- 福島県知事 佐藤雄平
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
パワー安達店 二本松市油井字下谷地三番地ほか
  - 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
    - 周辺交通に対する配慮事項を遵守すること。
    - 周辺住民や関係機関等から苦情または要請等が申し立てられた場合は、誠意を持って対処すること。
- （商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第七百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九

年十一月十六日から同年十二月十七日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年十一月十六日

- 福島県知事 佐藤雄平
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト鹿島店 南相馬市鹿島区鹿島字北田八十一番ほか
  - 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
- 意見なし。  
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第七百六十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
817	混合有機質肥料	くみあいの有機質肥料 940	9.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	片倉チカリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成22年12月2日
803	混合有機質肥料	混合有機質肥料 440号	4.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	片倉チカリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成22年12月16日
804	混合有機質肥料	混合有機質肥料 540号	5.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	片倉チカリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成22年12月16日

福島県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、  
若ヶ沼地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。こ  
の変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年十一月十六日

（農業総合センター）

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月十九日から  
同 年十二月十日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

本宮市役所

（農村整備領域農村計画グループ）

公 告

公告第六百三十六号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項  
の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項  
の規定により、次のとおり公告する。  
平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

会津宇部生コン株式会社 代表取締役 入谷 雄司

福島県河沼郡会津坂下町大字福原字四ツ壇三番地の一

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県河沼郡会津坂下町大字福原字四ツ壇地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類

がれき類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力

三二〇トン毎日（八時間）

（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第六百三十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項  
の規定により、公共測量を実施する。  
平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 南相馬市原町区上太田地内

二 測量期間 平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十五日まで

三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）

（農村整備領域農業基盤整備グループ）

公告第六百三十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項  
の規定により、公共測量を実施する。  
平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 南相馬市小高区塚原地内

二 測量期間 平成十九年十一月二十日から平成二十年三月十九日まで

三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）

（農村整備領域農業基盤整備グループ）

公告第六百三十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、区域及び浸  
水した場合に想定される水深を定めて、阿武隈川水系釈迦堂川及び阿賀野川水系伊南川  
に係る浸水想定区域を指定した。

なお、関係図面は、阿武隈川水系釈迦堂川に係るものにあつては福島県土木部河川港  
湾領域河川整備管理グループ及び福島県中建設事務所河川砂防グループに、阿賀野川  
水系伊南川にあつては福島県土木部河川港湾領域河川整備管理グループ及び福島県南会  
津建設事務所河川砂防グループに備え置いて閲覧に供する。  
平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第六百四十号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行  
令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及  
び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第  
二百四十六條第一項の規定により公告する。  
平成十九年十一月十六日

福島県いわき建設事務所長 阿部 悦 雄

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 登記事務業務の委託 一式

- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成十九年十二月六日から平成二十年二月八日まで
- 4 履行場所 いわき市四倉町地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 入札に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること
  - 2 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 3 次のアからウまでのいずれかの条件を満たす土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託土地家屋調査士協会であること。
  - ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
  - イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
  - ウ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
  - 3 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が十件以上ある者であること。
  - 4 補助者がいる者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

  - 1 提出期間 平成十九年十一月十六日(金)から同月二十六日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(金)を除く。)の午前九時から午後五時まで
  - 2 提出場所 郵便番号九七〇―八〇二六
    - 福島県いわき市平字梅本十五番地
    - 福島県いわき建設事務所総務部総務グループ
    - 電話番号〇二四六―二四一六一〇七
  - 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成十九年十一月二十六日(月)午後五時まで必着とする。
- 四 契約条項等を示す場所等
  - 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県いわき建設事務所総務部総務グループ(福島県いわき市平字梅本十五番地)
  - 2 入札及び開札の日時 平成十九年十二月五日(水)午後一時
  - 3 入札及び開札の場所 福島県いわき合同庁舎四階大会議室(福島県いわき市平字梅本十五番地)
  - 4 その他 郵便による入札は、不可とする。
- 五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号及び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。
  - 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - 六 入札者に要求される事項
 

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県いわき建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - 七 入札の無効
 

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
  - 八 その他
    - 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
    - 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
    - 3 契約書作成の要否 要
    - 4 その他 詳細は、入札説明書による。
- (いわき建設事務所総務部)
- 公告第六百四十一号**
- 物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十三年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。
- 平成十九年十一月十六日
- 福島県知事 佐藤 雄平
- 一 入札に付する事項
    - 1 買入れをする物品の名称及び数量
      - (一) 商業実践室コンピュータシステム 一式
      - (二) 語学演習装置(LIシステム) 一式
    - 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
    - 3 納入期限 平成二十年三月三十一日
    - 4 納入場所

- (一) 福島県立平商業高等学校（福島県いわき市平中塩字一水口三十七番一）  
 (二) 福島県立光南高等学校（福島県西白河郡矢吹町田町五百三十二番地）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
 次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
- 3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月三十日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四―五二一―七五六二

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月二十二日午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月十一日午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出し

なければならぬ。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）

公告第六百四十二号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 買入れをする物品の名称及び数量

(一) 人工呼吸器（ICU・CCU用） 三式

(二) 連続心拍出量、混合静脈血酸素飽和度及び拡張周期容量の測定装置 一式

(三) 安全キャビネット 二式

2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十年一月十一日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の

「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十一月二十九日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四―五二一―七五六二

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所と同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成十九年十一月二十二日午前十時三十分とし、場所は、三に掲げる場所とする。

3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月五日午後一時三十分とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関して、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の

五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。  
2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
3 契約書作成の要否 要  
4 その他 詳細は、入札説明書による。  
（出納局総務管理グループ）

### 福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。  
平成十九年十一月十六日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

変更前	変更後	変更年月日
リハビリテーション会津温泉病院 会津若松市鶴賀町一番一号	つるが松窪病院 会津若松市一箕町大字鶴賀字 荏林三九番地一	平成一九年一〇月一日

### 正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年十一月九日付け定例第九百二十六号中

七五〇	下	六	熊野駐在所	熊野駐在所
		一一一	大熊駐在所	大町駐在所

○平成十九年十一月十三日付け定例第九百二十七号中

七五七	上	二〇	平成十九年十一月十三日 (火)	平成十九年十一月九日 (金)
-----	---	----	--------------------	-------------------